

社会福祉法人芳和会役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び

第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

3 理事・監事に対する報酬は、別表1「理事・監事の報酬」に定める額とする。

4 評議員の報酬は、別表2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については

これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員

通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員が業務等に従事したときは、費用弁償として別表3「費用弁償」の旅費 を支給する。

4 前項各項に定めるものの他、役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。ただし、支給日が取引金融 機関の休業日にあたる場合はその前日とする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替 金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成２９年６月１０日（評議員会の議決日）から施行する。

別表１ 理事・監事の報酬 （一人一律 同額）

区 分	金 額
理事会及び評議員会への出席１回につき	６,０００ 円
監事による定期又は臨時監査１回につき	８,０００ 円
行政機関による監査の立会１回につき	６,０００ 円
第三者委員会への出席１回につき	６,０００ 円
役員研修会への参加又は他の施設の視察業務 １日につき	８,０００ 円

別表２ 評議員の報酬 （一人一律 同額）

区 分	金 額
評議員会出席１回につき	７,０００ 円

別表３ 費用弁償

区 分	金 額
出席１回につき	路程１kmにつき３７円を乗じた額。

(情報の公開)

第五十九条の二 社会福祉法人は、次に掲げる書類を各事務所に備え置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 一 定款
- 二 前条各号に掲げる書類
- 2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - 一 第三十一条第一項若しくは第四十三条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容
 - 二 前条の規定による届出をしたとき 前項第二号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

(所轄庁への届出)

第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

- 一 第四十四条第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面
- 二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

(会計)

第四十四条 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

- 2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。
- 3 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- 4 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。
- 5 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。
- 6 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。